

- 基本的に、年金記録等の情報閲覧についてもオンラインによる医療保険資格の確認と同様に、セキュリティの観点から満たすべき要件（参照：参考資料6）があるが、年金記録やレセプト情報等は、保険資格情報と比べて特に機微な情報であるため、自宅等の端末においてオンラインでの本人確認を経て情報閲覧を可能とするならば、暗証番号（PIN）の入力による正当なカード所持者であることの確認を踏まえることが望ましい。

一方、既存の仕組みを最大限に活用し、費用対効果に優れた仕組みとする観点から、ネットワーク上での厳格な本人確認の仕組みとしては、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された方法として認められている公的個人認証サービスの電子証明書を用いる方法等を検討する必要があると考えられる。

- また、利用者が情報閲覧を行うとき、情報の種類により、年金保険者、医療保険者、介護保険者に個別に直接アクセスすることは、

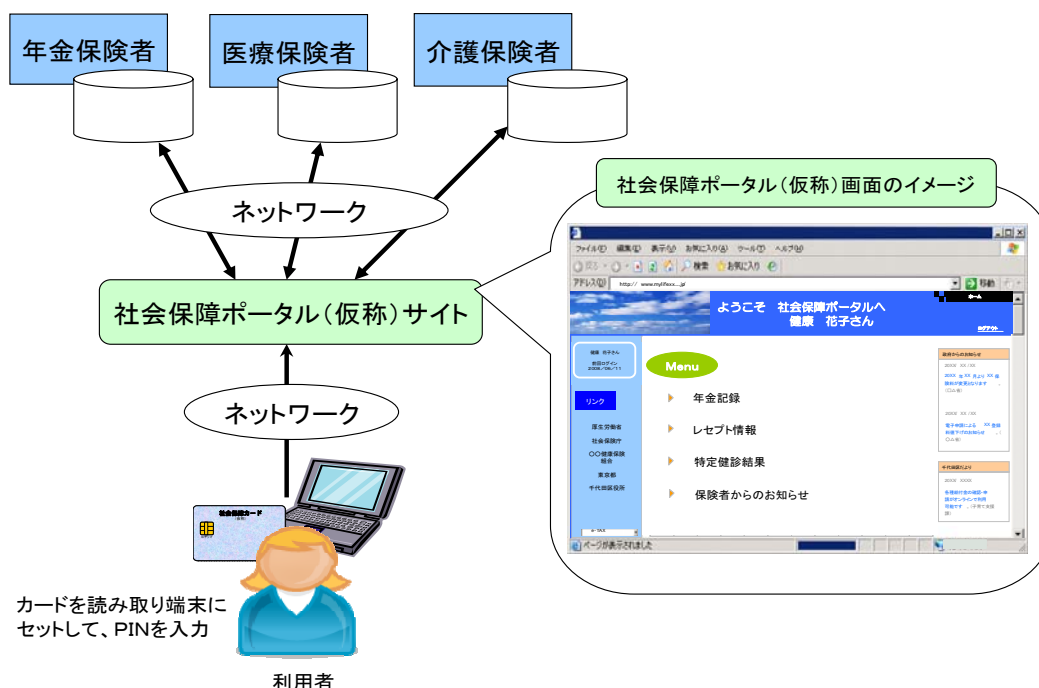
- ・ 利用者にとっては不便であること
- ・ 閲覧用データベースであっても、保険者のデータベースに直接、個人がアクセスすることはセキュリティ上の脅威を増大させる可能性があること

等から望ましくなく、利用者と各保険者の間に、例えば、中継DBの機能を利用することで、利用者の閲覧要求を中継する機能を持つ仕組み（ここでは、差し当たり、「社会保障ポータル」（仮称）とする。）が必要であると考えられる。

この社会保障ポータル（仮称）を活用して、保険者からの情報提供等が行われることとなれば、利用者の利便性はより向上すると考えられる。

なお、提供情報の具体的な内容については、利用者の利便性、提供情報の機密性を考慮し、今後検討していくこととする。

## （図2）年金記録等の情報閲覧の仕組みのイメージ



(カードが利用できない状況下や、現行の被保険者証等からカードへの移行期間の対応)

- 年金記録等の情報閲覧については、オンラインによる医療保険資格の確認やレセプトの自動転記と異なり、一時的にカードが使用できない状況等において、何としてもその場で行う必要があるとは考えにくい。

したがって、例えば、ネットワーク環境が回復するのを待ってから行う、社会保険事務所等に設置する情報端末から情報を閲覧する等の方法で対処できるものと考えられる。

- なお、当然に、情報閲覧の仕組みを実現するためには、情報を出す各保険者の環境整備（閲覧用データベースの整備、情報の標準化・可視化等）が必要である。

また、レセプトの開示については、現行制度の下では非開示となるレセプトもあることから、具体的な開示の仕組みについて、今後、検討が必要である。

## 6 属性変更時等の手続について

- 今回、作業班では、
  - ① 属性、保険者変更時の手続
  - ② カード紛失時、破損時の対応方法
  - ③ カードの更新方法等の事務について検討を行った。(参照：参考資料7)

検討に当たっての前提については、これまで述べたものに加え、カードの交付主体である市町村にはカード読み取り端末があり、中継 DB にアクセスできるものとして検討を行った。

- これらの事務のうち、特に医療保険者変更時の手続については、
  - ① 旧保険者の発行する資格喪失通知（旧医療保険者の保険者番号、本人と被扶養者の被保険者記号番号を記載したもの：現在はない）を用いる案
  - ② あらかじめ、本人に本人識別情報を通知しておき、これを利用して手続を行う案
  - ③ 券面にカードの発行年月日時分秒（タイムスタンプ）を記載し、これと氏名・生年月日を組み合わせる用い、手続を行う案
  - ④ 基本4情報（住民票上の4情報）で手続を行う案の4案について検討を行ったが、それぞれにつき、

①については、旧保険者が資格喪失通知を発行するという新たな事務が発生する点、資格喪失通知を新保険者に提出することで前の保険者を知られることになるので、望まない者にとっては前の職場を推察されるという不利益をもたらす点について留意が必要である。

②については、人が知覚できる形式で本人識別情報を用いる場合には、制度・本人の意図しないところで名寄せに使われるなどのリスクが高まるおそれがある。

③については、タイムスタンプは氏名・生年月日と組み合わせることで、制度共通の統一的な番号等とほぼ同等の精度で本人を特定することが可能になるが、タイムスタンプのみでは、同一のものが存在する可能性があることから、本人を一意に特定することはできないものである。

なお、この場合、中継DBには氏名、生年月日が必要となる。

④については、同姓同名同住所の例や外字の用い方による不突合が発生する可能性がある。なお、この場合、中継DBには基本4情報が必要となる。

といった留意点があることから、これらを踏まえつつ、どのような仕組みとするか、検討する必要がある。

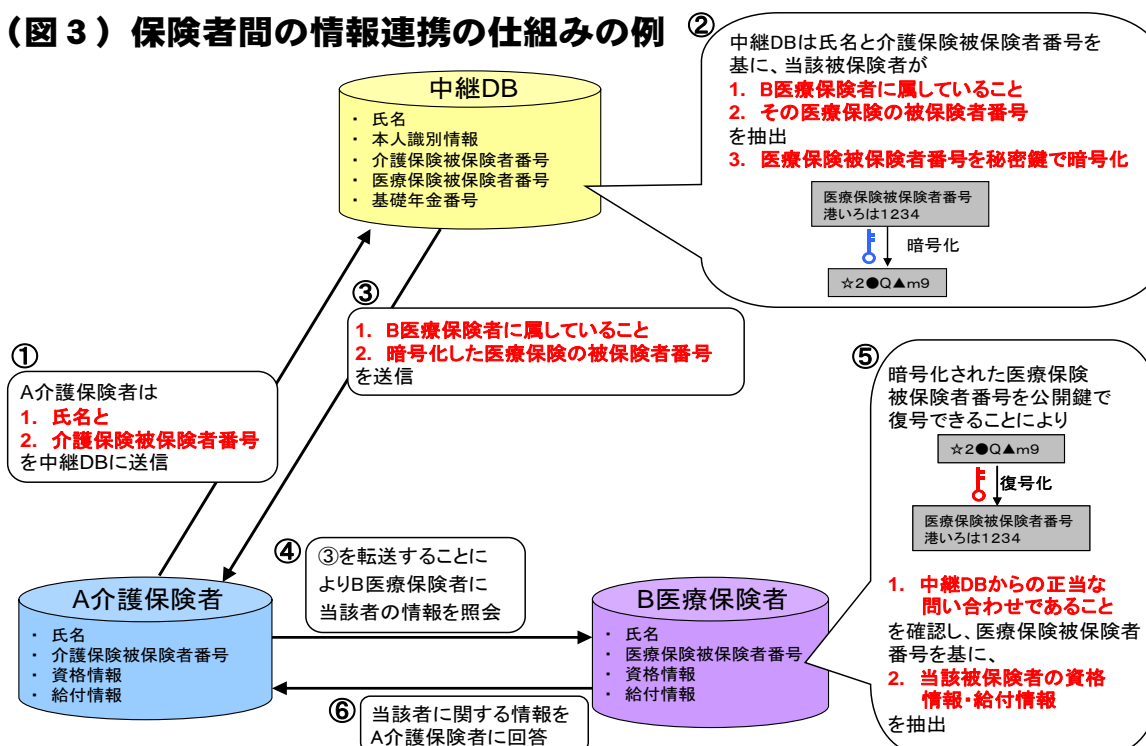
## 7 保険者間の情報連携

- 報告書では、「年金・医療・介護各制度にまたがる現状と課題」として、
  - ・ 各制度、各保険者で加入者を管理しており、制度や保険者をまたがって、個人を同定することが困難であるため、併給調整等に多くの事務負担が発生している。
 とされており、この点について、カードを導入することで、
  - ・ 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の併給調整等の事務負担が軽減される。
 とされている。
  
- 現在、併給調整を行うに当たっては、各保険者は加入者本人に対し、他の制度での給付内容等に関する添付書類の提出を求めたり、氏名等の情報を元に他の保険者等に電話で問い合わせたりする事務等が発生し、加入者本人にも保険者にも不便が生じている。また、結果的に、本来もらえるはずの給付金がもらえなかったり、払わなければならないはずの保険料（納付金）が払われなかったりする事例が発生している。
  
- 作業班では、こうした併給調整事務を、上述の中継DBを使った保険者間の情報連携により安全に軽減する以下のような仕組みについて検討を行った。
 

その際、中継DBは被保険者の資格・給付情報等を保有せず、各保険者は、本人識別情報、他の保険者の管理する被保険者番号を保有せずに、保険者間をまたがった加入者の特定を行う仕組みを検討した。（参照：参考資料8）

今後、このような仕組みを実現するに当たっての課題等も踏まえ、具体的な仕組みを更に検討する必要がある。

**（図3）保険者間の情報連携の仕組みの例 ②**



## 8 ICチップが搭載されている媒体の利用

- 今回、作業班においては、
  - ・ 金融機関により発行されたカード等の既に民間で発行されているICカードを媒体として利用できるか
  - ・ 携帯電話を媒体として利用できるか等についても検討を行った。

- これらの媒体を利用することは技術的に可能と考えられるものの、
  - ・ 媒体の提供主体ごとに媒体管理のシステムが異なり、サービスの相互運用性が確保されていない。
  - ・ 携帯電話等については、現在の手続を前提とした場合、媒体と本人との結び付きの厳格さに欠ける。  
(例：他人に成りすまして携帯電話を購入している場合)
  - ・ 一般的に民間カードにおいては、カード発行者がカード所有者となっており、利用者の状況によっては、カード発行者がカードを回収する等の場合がある。この時、社会保障サービスを受けられなくなることが考えられる。

等の問題点があり、今後、更に検討が必要である。

- また、現在市町村から交付されているICカードである住民基本台帳カードの利用についても、既存のカードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることができると考えられることから、今後更に検討を進めていく必要があるが、その際には、現在の仕組みを前提とすると、
  - ・ 市町村をまたがる住所変更の際には住基カードの再発行が必要となること
  - ・ 住基カードは希望者に交付することになっていること
  - ・ 現在の住基カードは自治事務として市町村長が発行責任者となっていること等に留意する必要がある。